

ネットワークサービス約款

株式会社ギガプライズ（以下「当社」といいます）は、当社が提供するデータセンターサービスの契約者（以下「甲」といいます）と締結したデータセンターサービス契約書（以下「基本契約」といいます）に基づいてネットワークサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり、その提供内容及び条件について、以下のとおりネットワークサービス約款（以下「本約款」といいます）を定めます。

第1条（定義）

本約款において使用される用語は、本約款に定義されるものを除き基本契約に定義されるものとします。

第2条（本サービスの範囲）

本サービスの範囲は、基本契約に定めるとおりとします。

第3条（本約款の適用及び変更）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、本約款の定めが適用されることに同意した上で基本契約を締結するものとします。
2. 当社は、甲の一般の利益に適合する場合、又は本約款の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的と判断した場合には、一定の予告期間をもって本約款を変更できるものとします。この場合、当該予告期間内に甲から基本契約又は本サービスの解約の通知がされなかったときは、本約款の変更につき甲による承諾があったものとみなします。
3. 本約款を変更する場合、当社は、効力発生日を記載した変更後の本約款を当社ホームページに掲載することにより、甲に周知するものとします。

第4条（IPアドレスの使用等）

当社より割り当てられたIPアドレスは甲の責任で管理するものとし、甲による管理の不十分、利用上の過誤又は第三者の使用等によって損害が発生したときは、当該損害の賠償責任を甲が負うものとし、甲はこれについて当社に一切の異議等の申し立てをせず、また、なんらの請求もしないこととします。更には間接利用者又は第三者等との何かしらの紛争が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないこととし、甲の費用負担と責任をもって紛争の解決をはかることとします。

第5条（連絡体制、受付時間及び作業時間）

連絡体制、受付時間及び作業時間については、基本契約に定めるものとします。

ネットワークサービス約款

第6条（本サービスの対象外）

基本契約に定めのない事項は、本サービスの対象とはならないものとし、当該事項が発生した場合は、甲と当社との間で別途協議するものとします。

第7条（技術事項）

甲が本サービスを利用する場合の仕様や責任分解点などの基本的な技術事項は、基本契約及び当社が別途定める仕様書に基づくものとします。

第8条（利用の制限）

1. 甲の通信が何らかの要因で当社のサーバもしくは機器等に過度の負荷を与えている場合、又は第三者の通信に著しく影響を与えていると当社が判断した場合、当社は安定したサービス提供を確保するために必要とされる限りにおいて、本サービスの利用制限、一時停止、又は当社が適切であると判断した措置を行うものとします。
2. 甲の業務増加等甲の通信による要因で当社のサーバもしくは機器等に過度な負荷を与えることが急激に増加した場合、又は増加することが予想される場合、甲は、速やかに当社に通知するものとし、障害や損害の発生回避のために必要な措置を講ずるものとします。
3. 警察、裁判所その他公共機関等による適法な手続きを経た依頼があった場合、当社は、本サービスの利用の制限、拒否及び停止ならびに、甲に対するデータセンターへの立ち入りを拒否する場合があります。

付則

1. 2024年5月1日より施行するものとします。

以上